

結婚新生活支援事業補助金

新婚生活にかかる住居費・引越し費用を補助します！



補助上限額

30万円

夫婦ともに
39歳以下

補助上限額

60万円

夫婦ともに
29歳以下

補助対象世帯

- ☐ 令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻届を提出し受理された夫婦
- ☐ 婚姻日に夫婦共に**39歳以下**
- ☐ 所得額の合計額が**500万円未満**
- ☐ 次のいずれかを申請受付期間内に**夫婦ともに受講**している
 1. ライフデザイン支援講座
 2. フレコンセプションケアに関する講座
 3. 医療機関への妊娠・出席に係る相談
 4. 共家事・子育て講座
- ☐ 古河市に**住民登録があり、古河市に定住する意思がある**
- ☐ 他の住宅費用等の補助を受けていない
- ☐ 古河市及び他の自治体でこの補助金を受けていない
- ☐ 夫婦ともに市税の滞納がない
- ☐ 生活保護を受給していない

対象経費

～令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支払った次の経費～

◆婚姻に伴いかった住宅費用

- ⑦住宅購入費 ①リフォーム費

※当該申請中に完成したものに限る

※婚姻前の住宅購入・リフォームについては婚姻日から1年以内に契約したもの

- ⑦住宅賃借費 家賃1か月分、敷金、礼金、共益費、仲介手数料

◆引越し費用

引越し業者や運送業者に支払った費用

提出書類

- ☐ 申請書
- ☐ 婚姻後の戸籍謄本
※夫婦の双方が外国人の場合、日本方式で婚姻をしている場合に限る
- ☐ 婚姻後の夫婦の住民票の写し
※公簿等で確認でき、これを同意する場合は、省略可
- ☐ 夫婦の所得証明書
※公簿等で確認でき、これを同意する場合は、省略可
- ☐ 夫婦ともに1～4のいずれかを受講し、市の受講アンケート等で受講したことが分かるもの

～以下は対象者のみ～

- ☐ 住居購入にかかる売買契約書・領収書
- ☐ 住宅の賃貸借契約書・領収書
- ☐ リフォームにかかる工事請負契約書・領収書
- ☐ 引越し費用に係る領収書
- ☐ 住宅手当支給証明書
- ☐ 貸与型奨学金の返済額がわかる書類
※所得証明書の期間と同一期間中の年間返済額が対象

申請受付期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※予算額に達すると支給できない場合があります。

※申請する場合は、事前に相談ください。

※来庁する場合は、来庁日時をご連絡ください。



市ホムページ



お問合せ先 古河市役所こども政策課子育て手当係 0280-22-5111